

新潟清酒を活用した誘客推進事業  
「酒とごちそう～酒都物語～」参加事業者 募集要領

## 1 事業概要

新潟市では、令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産登録されたことを受け、本市と親和性の高い日本酒を活用した事業を実施します。

本事業では、市内のホテルや旅館等のバンケット会場（宴会やパーティーなどで活用される広間）を活用し、本市の酒、食文化などを楽しめる体験イベントを開催します。

## 2 事業内容

バンケット会場を有する市内の事業者（以下「事業者」という）と本市が共同で、新潟清酒を活用したイベントを開催します。

イベントについては新潟市共催事業とし、対象事業の実施に係る経費の一部を本市が負担します。

### （1）対象イベント

新潟市内のバンケット会場で開催する新潟清酒と地元食材を活用したイベントで、以下のすべてを満たすもの。

- ① 収容人数100人以上のバンケット会場で開催されるものであること
- ② 令和7年10月から令和8年2月末までの期間中に実施するものであること（ただし、令和7年12月15日～令和8年1月15日の期間は除く）
- ③ 提供する清酒は、市内の清酒製造事業者（以下「酒蔵」という）が1社以上関わっていること
- ④ 提供する料理は、「新潟市食と花の銘産品」に指定されている食材が1種以上使用されていること  
（※上記食材を市内事業者が加工した食品を使用する場合も可とする）
- ⑤ 新潟清酒と地元食材等を活用して、本市のプロモーションにつながる演出があること

### （2）対象事業者

以下の要件をすべて満たすもの。

- ① 新潟市に所在または主たる事業所等を有する民間事業者
- ② 新潟市内に収容人数100人以上のバンケット会場（宴会やパーティーなどで活用される広間）を有するもの
- ③ 市税の未納がないもの
- ④ 暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの
- ⑤ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないもの

### (3) 対象経費

以下に係る費用を対象とし、対象経費については本市が負担します。

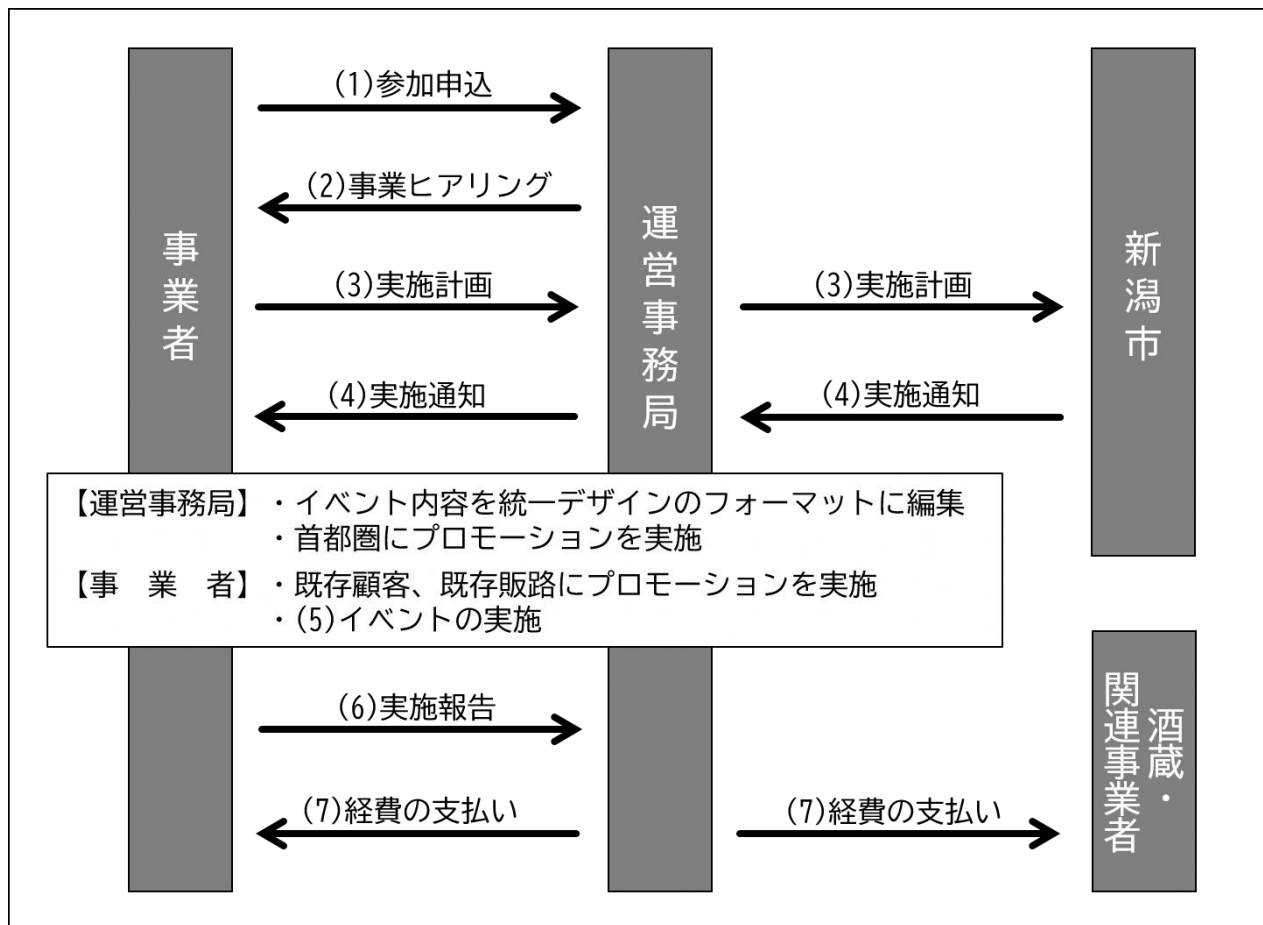
- ① 新潟清酒の購入費用
  - ・ イベントの催行に要する新潟県産日本酒の購入代金  
※社会通念上必要とされる分量のみが対象です。
- ② 演出に係る費用
  - ・ イベントの催行に要する出演者（例：杜氏、蔵人、古町芸妓、タレントなど）の出演料
  - ・ イベント出演者の交通費
  - ・ その他イベントの演出に係る費用
- ③ 装飾に係る費用
  - ・ イベント会場の装飾（のぼり、看板、花など）に要する費用  
※本事業以外に使用できるような備品の購入等は対象外です。
- ④ その他必要経費
  - ・ 上記①～③に挙げたもの以外で市が必要と認めたもの  
※本市及び運営事務局と事前の協議が必要です。

### (4) その他

- ・ 募集する事業数は最大で15事業とします。1事業者で複数の事業を申し込みできますが、最大数を超えた場合1回目の申し込み事業者が優先されます。
- ・ 1事業者あたりの対象経費は原則50万円（税込）を上限としますが、イベントの規模や内容によってはその限りではありません。ただし、上限を超える見込みのイベントの実施は、本市及び運営事務局と事前の協議が必要です。
- ・ イベントについては、市の裁量において首都圏等へプロモーションを実施します。ただし、事業者の営業活動を制限するものではありません。

### 3 事業の流れ

本事業の流れは下図のとおりです。



#### (1) 参加申込

本事業に参加を希望する対象事業者は、以下の書類を提出してください。

- ①提出書類 参加申込書【様式1】
- ②提出期限 令和7年8月31日(日)
- ③提出方法 電子メールまたはFAX
- ④提出先 新潟清酒運営事務局  
住所：〒950-0082 新潟市中央区東万代町1-30  
新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店内  
メールアドレス：niigata-seishu@jtb.com  
FAX番号：025-248-7687
- ⑤その他 ・本事業の予算に達した場合など、前述の期限に関係なく募集を終了することがあります。

#### (2) 事業ヒアリング

本事業の参加申込書を提出した事業者は、運営事務局より対象イベントについてのヒアリングを受けてください。なお、運営事務局よりイベント内容や協力酒蔵について提案をする場合があります。

(主なヒアリング内容)

- |                    |           |             |
|--------------------|-----------|-------------|
| ・ イベントの日時、会場       | ・ イベントの詳細 | ・ イベントの開催費用 |
| ・ 催行予定人数           | ・ イベント参加料 | ・ 協力酒蔵の有無   |
| ・ 開催費用のうち対象経費の想定金額 | など        |             |

(3) 実施計画

運営事務局よりヒアリングを受けた事業者は、以下の書類を提出してください。

- ①提出書類     ・ イベント実施計画書【様式2】  
                  ・ 収容人数100人以上のバンケット会場を有することが分かる書類  
                  (パンフレットや会場図面など)
- ②提出期限     ヒアリング終了後概ね2週間以内
- ③提出方法     電子メールまたは郵送
- ④提出先       3.(4) 提出先と同じ

(4) 実施通知

提出されたイベント実施計画書の内容を鑑み、内容が本事業の目的達成に資すると判断した場合、本市より「共催事業実施通知書【様式3】」を発送します。

ただし、イベント実施計画書を提出した場合でも、イベント内容や事業の予算等より総合的に判断し、実施しないことがあります。その場合は、運営事務局より事業者宛てに連絡します。

(5) イベントの開催

共催事業実施通知を受け取った事業者は、実施計画に基づきイベントを開催してください。

なお、イベント会場で発生したトラブルや事故などは対象事業者において適切に対応してください。本市は責任を負いません。

(6) 実施報告

イベントを実施した事業者は、以下の書類を提出してください。

- ①提出書類     ・ イベント実施報告書【様式4】  
                  ・ イベント当日の会場の様子(写真又は画像データ)
- ②提出期限     イベント開催日の翌日から10日以内
- ③提出方法     電子メールまたは郵送
- ④提出先       3.(4) 提出先と同じ

(7) 経費の支払い

対象経費については請求書を運営事務局に送付してください。

事業者において立て替えて支払った場合は、対象経費を支払ったことが分かる書類(請求書や支払い明細等)を添付の上、運営事務局に請求してください。

#### 4 その他

- ・イベントの内容を変更又は中止する場合は、本市及び運営事務局と事前の協議が必要です。事前の協議がない場合に発生した経費等については、事業者において負担していただきます。
- ・イベント実施後に対象事業者の欠格事項等が認められた場合、市が負担した費用は事業者より返還していただきます。
- ・本事業は、物価高騰の影響を受けた事業者の支援を目的とした国の臨時交付金を財源に実施するものです。会計検査等が行われる可能性があるため、**本事業に係る帳票類は5年間（令和13年3月末まで）保管しなければなりません。**
- ・その他、本要領に記載のない事項については、本市、運営事務局及び事業者の3者で協議の上、決定するものとします。

**【お問い合わせ】**

新潟清酒運営事務局（株式会社JTB新潟支店内）

〒950-0082 新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階

電話番号：025-255-5101      FAX 番号：025-248-7687

Eメール：niigata-seishu@jtb.com